

製品安全データシート

【 混合物用（塗料用） 】

整理番号 QB-2138-06

製造者情報	会社名	メーカー株式会社		
	住所	〒189 - 0003 東京都東村山市久米川町 5 - 33 - 11		
	担当部門	技術部	担当者	三浦利之
	電話番号	042-393-2345	FAX 番号	042-395-3253
	緊急連絡先	田中正好	電話番号	0429-42-0095
	作成者	三浦利之	作成改訂	2004年6月7日
製品の特定	製品名：フッ素下地用パテ			
	製品説明：種類：合成樹脂エマルジョンパテ 主な用途：建築用下地調整材			
物質の特定	成分及び含有量			
	成分名	Cas No.	含有率	備考
	重質炭酸カルシウム	471-34-	50	
	タルク	14807-96-6	6.9	
	アクリル系樹脂	25767-43-5	12.8	
	増粘剤、低温安定剤、防腐剤 造膜助剤、pH 調整剤、 消泡剤、湿潤剤	-	5.6	
	水	-	24.7	
	P R T R : 非該当 労働安全衛生法対象物：非該当			
危険有害性の分類	分類の名称 : 該当せず			
	危険有害性コメント 特に危険性・有害性はない			

応急措置	目に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。 ・ 出来るだけ速く医師の診断を受けること。
	皮膚に付着した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付着物を布にて素早く拭き取る。 ・ 大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。 ・ 外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、医師の診断を受ける。
	吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気、ガス等を吸い込んで、気分の悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。
	飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 ・ 嘔吐物は飲み込ませないこと。
火災時の措置	使用可能 消火剤	水【 】、炭酸ガス【 】、泡【 】、粉末【 】 乾燥砂【 】、その他
	消火方法	このもの自体には可燃性なし
漏出時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。 ・ 流出物は密閉出来る容器に回収し、安全な場所に移す。 ・ 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理をすること。 ・ 水での洗浄も、河川等への排出、環境汚染を引き起こす恐れもあり注意する。 	
取扱い、保管上の注意	<u>取扱い上の注意</u>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気の良い場所で取り扱う。 	
	<u>保管上の注意</u>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日光の直射を避ける。 ・ 通風の良いところに保管する。 	

暴露防止 措置	設備対策		
	保護具	呼吸系の保護	
		目の保護	保護メガネを着用する。
		皮膚の保護	有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
		その他の保護具	
製品の物理 / 化学的 性質	状態	液体【 】、気体【 】 固体：固形状【 】、粉末状【 】、ペースト状【 】 色：白色 臭気：わずかにアクリル臭	
	沸点： ~ 蒸気圧： Pa ()		
	密度(比重): 約 1.7 PH 値(水性のものに対して): 約 9.0~10.0		
	その他：		
	危険性情報	製品特数	引火点： 、 発火点： 爆発限界:(下限) % (上限) %
	反応性 安定性	条件(温度、光等) 危険な反応はしない。 接触により危険性のある物質： 情報なし 燃焼等による有害性ガス発生： 乾燥物が燃えたときに CO 等発生 その他の反応性情報： 普通の状態で反応性なし	
その他の危険性情報 特になし			

有害性情報	組成物質有害性及び暴露濃度基準				
	物質名	管理濃度	ACGIH(TLV)	IARC	その他有害性
	含有量的に該当するものなし				
		組成物質に関するその他の有害性情報 情報なし			
	製品に関する有害性情報 製品としての安全性試験は行っていない。				
環境影響情報	容器、機械等の洗浄水をそのまま排水溝に流さないこと。				
廃棄上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 ・ 容器、機械措置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 ・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理するか委託すること。 				
輸送上の注意	<p>共通 : 取扱い及び保管上注意の項の一般的注意に従う。</p> <p>陸上輸送 :</p> <p>海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従う。</p> <p>航空輸送 : 航空法に定めるところに従う。</p>				
適用法令	法規に該当しない。				
その他	<p>主な引用文献 日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」 溶剤ポケットブック 危険防災救急便覧、国際化学物質安全カード</p>				